

南関東防衛局における訟務室の設置に関する達を次のとおり定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

訟務室の設置に関する達

(設置)

第1条 南関東防衛局の所掌事務に関する訴訟に関する事務を一元的かつ効率的に遂行するため、南関東防衛局に、当分の間、訟務室を置く。

(所掌事務)

第2条 訟務室においては、南関東防衛局の所掌事務に関する訴訟に関する事務をつかさどる。

(構成)

第3条 訟務室は、室長及び室員をもって構成する。

2 室長は、総務部訟務官を充て、室務を掌理する。

3 室員は、企画部地方調整課訟務専門官、管理部業務課訟務専門官その他南関東防衛局長の指定する職員を充てる。

(運営)

第4条 第2条に規定する所掌事務のうち、総務部、企画部、調達部及び管理部の各部の所掌に係るものにあつては各部長が、労務管理官の所掌に係るものにあつては労務管理官が、それぞれ室長を指揮監督する。

(調査の実施等の要求)

第5条 室長は、必要と認めるときは、関係部課長、労務対策官及び防衛事務所長に対し、調査の実施、資料の作成及び提出その他の協力を求めることができる。

2 関係部課長、労務対策官及び防衛事務所長は、前項の要求があつたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(雑則)

第6条 この達に定めるもののほか、訟務室の運営に関し必要な事項は、南関東防衛局長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。